

環境省 再検討要請

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答	
	区分	分野									団体名	支障事例		
														団体名
26	B	地方に対する規制緩和	産業振興	指定管理鳥獣捕獲等事業に係る実包の譲り受けの許可の廃止	鳥獣保護法に基づく指定管理鳥獣捕獲等事業に用いる実包の譲受について、許可を要しないこととするべき。	【現状】 本県では、原発事故による影響で、狩猟者の減少や出荷制限等による狩猟意欲の低下が著しく、イノシシが大幅に増加し、農業被害や生活環境被害が急増している。このため、これまでの狩猟・有害捕獲に加え、鳥獣保護法に基づく指定管理鳥獣捕獲等事業(受託者・福島県営)を実施している。事業実施に伴う火薬類取締法に基づく実包の譲受許可申請に当たり、各支部での申請者合計362人(申請件数362件)、申請手数料等の費用負担867,568円(2,400円/件+手数料)が生じた。	【支障事例】 受託者(捕獲従事者)から「申請手続のための捕獲の着手までに手間と費用がかかった」旨の苦情が多く寄せられ、事業の円滑な実施に支障が生じている。	【制度改正の必要性】 指定管理鳥獣捕獲等事業に用いる実包の譲受については県知事の許可が必要である一方、狩猟及び有害捕獲に用いる実包の譲受については県知事の許可が不要であることから、指定管理鳥獣捕獲等事業についても、許可不要として支障がないものとする。	提案の実現により、指定管理鳥獣捕獲等事業を効果的に実施することが可能となり、指定管理鳥獣の集中的かつ広域的な管理が期待できる。	火薬類取締法第17条鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条、第14条の2	警察庁、経済産業省、環境省	福島県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県、静岡県、徳島県、山口県、徳島県、宮崎県	北海道、いわき市、千歳市、札幌市、青森県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県、静岡県、徳島県、山口県、徳島県、宮崎県	○狩猟や有害鳥獣捕獲、県独自の管理捕獲では、いずれにおいても一定の数量までは無許可で実包を購入することができる。指定管理鳥獣捕獲等事業においては、従事者が許可申請、許可証の交付を受ける必要があり、申請者の負担が大きくなっていく。 ○従来の事業実施の短期間に大数の捕獲従事者が手続きをすることとなるため、交付手続きに日数を要している。4月から5月はニホンジカが出走等で、個体数を効率的に減少させるための有効な捕獲時期で、年度当初からの事業実施に努めているが、許可証の入手に時間を要して捕獲の着手が遅れる事態も生じられ、事業の円滑な実施に支障を生じている。 ○このため、指定管理鳥獣捕獲等事業の従事者においても、一定の数量までは無許可で購入できれば、捕獲従事者の負担軽減や、出産期前の捕獲による個体数削減効果が期待できる。 ○指定管理鳥獣捕獲等事業に係る捕獲業務の委託先は法人であるが、譲受許可申請は個々の捕獲従事者(本県では33人程度)が行うため、申請手続きに時間を要したり、申請手数料の費用負担が生じたりすることで、円滑な事業実施に支障が生じている。 【制度改正の必要性】 ①に個人で実施する狩猟、有害鳥獣捕獲に用いる実包の譲受は、正常な事業活動を阻害するおそれがあるとの理由で都道府県公安委員会の承認が必要であるが、当該事業の従事者が、火薬類(実包)をどの程度の量、どの程度の期間において消費するのかが実態を明らかにされていない。また、当該事業で消費する火薬類(実包)の譲受が許可制であることにより、当該事業の実施に際してどのような支障が生じているのか具体的に示されていない。 ○なお、当該事業を実施するために必要な実包について、火薬類取締法に基づく譲受許可申請を行う際にかかる費用は、事業費から支出されるため、従事者による費用負担は発生しない。
35	B	地方に対する規制緩和	環境・衛生	指定管理鳥獣捕獲等事業実施期間の要件緩和	指定管理鳥獣捕獲等事業について、効果的な捕獲事業が実施できるよう、実施期間を1年以上以内から1年以上も認めようとする要件を緩和していただきたい。	指定管理鳥獣捕獲等事業とは、鳥獣保護管理法に基づき、指定管理鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に対する被害の軽減、都道府県内における当該鳥獣の個体数及び生息数の動向と被害の軽減等の観点から、第二種特定鳥獣捕獲計画の目標を達成するに当たって、既存の個体群管理のための事業に加え、集中的かつ広域的に管理を要する必要がある場合に実施するものである。 千歳県では、野生鳥獣による平成26年度の農作物の被害金額は約3億8千万円であり、その被害額は深刻な状況にあるため、生態系の健全な回復を目的とし、生態系の外縁部等において指定管理鳥獣捕獲等事業を行うこととしている。 当該事業の実施計画の策定には、生息状況調査や利害関係人からの意見聴取、国との協議など多くの手続きが必要となっているが、実施計画の策定に1カ月程度の期間を要し、さらに計画策定後に必要となる事業者選定や捕獲準備期間を含めると、実質的な捕獲期間は6月に満たない状況となっている。 そのため、実施できない期間中に捕獲の実施区域外に個体が自由に移動してしまうため、生態系の拡大を防止し、事業効果が期待できない。 計画策定の基となる、環境省が作成する「鳥獣の保護及び管理を円滑にするための基本的な指針」には「原則として1年以上」と記載されているが、環境省に確認したところ、「原則」の文言について具体的な規定はなく、期間の延長について認められた事例はないとの回答であった。	捕獲事業の実施期間を長期間確保することができるように、連年での圍い込みにより捕獲事業の効果が高まるため、指定管理鳥獣の捕獲が促進され、農業被害の低減が期待できる。	鳥獣の保護及び管理を円滑にするための基本的な指針IV第二三	環境省	千歳県	北海道、いわき市、青森県	○ニホンジカの個体数を効果的に減らしていくためには、出産前の4〜5月に、メスジカを捕獲することが有効であるが、現状では、3月上旬までには捕獲を終了する必要がある。 ○一方で、捕獲準備期間が長いため、従事者の負担等の事務や火薬類譲受許可等の手続きに時間を要する。年度当初からの捕獲が実施できない状況である。 ○事業実施期間が、複数年度で設定することができれば、個体数削減に有効な3月〜5月に捕獲実施が可能となり、効果的な捕獲期間が期待できる。 ○実施計画策定に必要な調整に時間を要し、また策定後契約手続き、捕獲準備(入林手続き等)にも時間を要し、実質的な捕獲期間が短縮されることについては提案団体と同様である。 ○加えて、これまで捕獲実績がない鳥獣保護区などで捕獲を実施する場合は、前年度の成果の検証を踏まえ年度末に計画を修正するなど、同一箇所でも複数年度実施することがより効果的な捕獲を行える可能性が大きい。 ○捕獲事業の実施期間の確保及び複数年度実施する場合の事務手続きの簡略化からも実施期間を複数年度で認められることが望まれる。		
36	B	地方に対する規制緩和	環境・衛生	指定管理鳥獣捕獲等事業に係る手続きの簡素化	鳥獣保護管理法に基づき、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画を策定する場合、利害関係人からの意見聴取や関係地方公共団体との協議など多くの手続きが必要となっているが、指定管理鳥獣捕獲等事業交付金事業を活用し、ようとする場合、さらなる手続きが必要となり、結果として実施計画の策定に多くの時間を要している。 例えば、鳥獣保護管理法では、実施計画を定めた場合は環境大臣に報告することとなっているが(実施区域に国指定の鳥獣保護区がある場合は併せて協議も必要)、交付金事業実施準備では、地方理事業務等を経て環境省自然環境局長へ協議しなければならない(細部の変更を除く)とされている。なお、実施計画は技術的助言(環境省通知)に基づいて策定していることから、これまで国との協議において修正等の指摘は受けていない。 計画策定期間の長期化は計画実施期間の短期化に繋がり、事業の効率化を阻害することから、技術的助言に基づいて計画を策定する場合には、協議を省略するなど手続きを簡素化していただきたい。	事務手続を迅速化・簡素化することにより、効果的な捕獲事業を実施するために要する捕獲期間をより多く確保することが可能となり、指定管理鳥獣の捕獲が促進される。	指定管理鳥獣捕獲等事業交付金事業実施要綱6(2)イ及びウ	環境省	千歳県	北海道、いわき市、青森県	○ご指摘のとおり、計画策定に要する期間の長期化は、事業の効率化等の阻害にもつながることから、手続きの迅速化を図る必要がある。 ○一方で、財務省予算執行指針においても、国が設定するメソジカやイノシシの半減目標と都道府県が設定する捕獲目標等について警戒的な関係となるよう、きめこまかく対応する必要があるとの指摘を受けており、一定の国の関与が引き続き必要とされている。 ○こうした状況を踏まえ、貴県のご指摘も含めて、事業が効率的に実施されるよう環境省内の決裁の効率化を図るなど手続きの迅速化について検討して参りたい。			
168	B	地方に対する規制緩和	環境・衛生	鳥獣保護区における特例制度の創設	鳥獣保護区内における農林業被害の防止等を図るため、第二種特定鳥獣が狩猟鳥獣である場合において、特に必要がある場合は保護区内において特別による捕獲等を可能とした、新たな鳥獣保護区指定制度を導入する。	【制度の概要】 鳥獣保護区(以下、保護区という。)内では、鳥獣を保護し生物多様性の保全を図るため、全ての鳥獣の狩猟による捕獲等(法律第11条第1項第2号に基づく捕獲等を含む。また、「捕獲等」は捕獲又は殺傷をいう。以下同じ。)が一律に禁止されている。 ただし、野生鳥獣被害が生じている場合等においては、都道府県等による許可により捕獲等が可能とされている。 【具体的な支障事例】 千歳県では、野生鳥獣による農林業被害が拡大しており(平成26年度は4億5,000万円)、このうちイノシシ・ニホンジカによる被害が55%を占めている。特に、中濃北部・飛騨南部・西濃南部といったニホンジカの生息密度の高い地域では、森林内の植物を摂食することによる植生の衰退など、生態系への影響も懸念されている。県内の被害を受けている地域からは、保護区内でのイノシシ・ニホンジカの狩猟による捕獲等を認めてほしい旨の意見が寄せられている。 現行制度において保護区内で捕獲等をするためには従事者を定め、都道府県等が許可しなければならないが、近年進む狩猟者免許保持者の減少や高齢化から、地域で拡大する被害に応じた従事者を確保することが困難となっている。 そのため、捕獲等の拡大が見込めず、イノシシ、ニホンジカの増加を抑制できない状況となっているため、より多くの者が狩猟による捕獲等に携わることができる制度を導入する必要がある。	許可捕獲の捕獲従事者だけでなく、一般の狩猟者が鳥獣保護区で狩猟による捕獲等ができるようになること、イノシシ・ニホンジカの捕獲が済み、増加するこれらの生息数の低減、ひいては農林業被害額の低減や、生態系への影響を防止する効果が期待される。	鳥獣の保護及び管理を円滑にするための基本的な指針IV第二三	環境省	岐阜県	静岡県、兵庫県、鳥取県	○鳥獣においてイノシシ/シカ等の被害が多く、「狩猟鳥獣(シカ/イノシシ)等の有害鳥獣を除く」捕獲禁止区域として指定を行う場合がある。 ○しかし、当該区域は鳥獣保護区更新の際に除外されない場合の例外的特徴であり、十分な防除対策・有害捕獲を講じていないことなど指針の「ルール」が、指定区域外に当てはまっている。 ○従来の鳥獣保護区を変更する場合も、有害鳥獣による農林水産業被害が大きい区域において、区域の指定に係る利害関係人の同意を要することは非常に困難であり、有害鳥獣まで保護する現在の鳥獣保護区制度が、現状に適していないと考えられる。 ○近年、鳥獣保護区において、区域の縮小や特定猟具禁止区域への変更を求め、市町村から寄せられている。これは、鳥獣保護区周辺の農林業被害が深刻であることに起因している。鳥獣保護区では、有害捕獲許可により捕獲が可能であるが、県内市町村では、捕獲準備金制度の適正執行を促すため、狩猟鳥獣の有害捕獲許可を推進する傾向があり、狩猟において鳥獣保護区での捕獲は、一部の捕獲者において限定的に行われているのが現状である。 ○鳥獣保護区内であっても、都道府県の判断で、都道府県知事の許可を得て行う捕獲(許可捕獲)や、集中的に捕獲を行う事業(指定管理鳥獣捕獲等事業等)の実施が可能。鳥獣保護区内では、その他の鳥獣の生息状況に配慮しながら、許可捕獲や指定管理鳥獣捕獲等事業により被害対策を図ることが基本的な対応。 ○許可捕獲や指定管理鳥獣捕獲等事業では、狩猟期間内に関わらず、連年、必要な捕獲を、必要な人数に認めることが可能。狩猟期間中に、鳥獣保護区で捕獲を希望している方々に、必要に応じて、狩猟期間中の捕獲許可を与えればよいのではないかと、仮に、捕獲許可の運用が厳しきことにより捕獲従事者が限定されているのであれば、まずこれらの運用の実態を精査し、見直しすべきではないか。 ○参考)例えば、法令上は、許可捕獲に従事する方について制限はない(県の方も許可を取ることができる)こと、岐阜県の第1次鳥獣保護区更新計画(事務要綱第4(4)2(3))に規定する被害防止を目的とした捕獲の許可基準において、許可対象者の条件として、当該年度又は前年度の「狩猟者登録」又は「有害鳥獣の捕獲の実績」を課しているなど、国が基本指針において示す許可基準の考え方や比べて許可対象者をより限定的にする条件が見られ、県による捕獲許可の運用によって、許可捕獲の従事者が限定されている可能性がある。 ○なお、提案においては、平成26年の法改正により創設された指定管理鳥獣捕獲等事業の実施状況や制度評価等が加味されていない。法改正の趣旨も踏まえ、鳥獣の管理を推進するため、県が必要に応じて鳥獣保護区も含めて当該事業を強化し、適切な捕獲許可の運用を図ることが先決と考える。 ○また、提案通り、特例的に鳥獣保護区で狩猟を認めた場合、許可捕獲や指定管理鳥獣捕獲等事業と異なり、狩猟者の行動を把握・制御することは不可能となり、鳥獣保護区内で営業する鳥獣の営業放棄につながる等、鳥獣保護区が本来果たすべき鳥獣の保護に重大な支障を及ぼす懸念がある。また、合法的な捕獲行為なのか、指定された鳥獣だけを狩猟として捕獲しているか、といった論議が困難となり、実態上、適切な鳥獣保護区の管理ができなくなるおそれもある。これらのことから、鳥獣保護区内で狩猟を認めるとは、狩猟を禁止し、鳥獣の保護を図るという鳥獣保護区の制度の趣旨を損なうものとする。		

以上より、狩猟を禁止している鳥獣保護区内において、狩猟を認めることは適当ではなく、受け入れられない。許可捕獲や指定管理鳥獣捕獲等事業等の適切な運用・実施、又は、県指定の鳥獣保護区の解除等、現行制度の範囲内において、都道府県の権限で十分な対応が可能と考える。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
見解	補足資料	見解	補足資料			
<p>【公共の安全の維持に関する支障について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本県の美濃として、火薬類取締法に基づく美色の譲受が既に許可不要として措置されている有害鳥獣の許可捕獲を実施している者(各市町村の有害鳥獣捕獲活動従事者)と、指定管理鳥獣捕獲等事業の捕獲従事者は同一(福島県猟友会の者)であり、美色の管理を含めた適切な取り扱いについては十分な実績がある。 ・指定管理鳥獣捕獲等事業の従事者における美色の使用実態としては、平成27年9月から平成28年7月までの消費が一人あたり平均13.9発(抽出調査結果)であり、これは有害鳥獣許可捕獲での無許可譲り受け上限300発に比較しても少量である。 ・これらを踏まえれば、指定管理鳥獣捕獲等事業における美色の譲り受けは、目的が明確であると共に、公共の安全の維持に支障を及ぼすおそれはないと考えられる。 <p>【火薬類(美色)の譲受が許可制であることによる具体的な支障案件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同一人が同じ有害鳥獣の捕獲を行うため美色を譲り受けるともかわらず、狩猟等は届出制、指定管理鳥獣捕獲等事業は許可制であるため、それぞれ別の申請をとりながら行っているだけでない。美色の管理を煩雑にしている。こうしたことが、従事者にとって大きな負担となっており、指定管理鳥獣捕獲等事業への参加を避ける者もいる。 ・このように、手続面及び美色の管理面での負担により、指定管理鳥獣捕獲等事業の取組に参加しない者がいるため、指定管理鳥獣の捕獲実績が伸びず、指定管理鳥獣捕獲等事業の推進の支障となっている。 <p>本県における指定管理鳥獣捕獲等事業の美色の使用実態、支障事例等は以上であり、提案事項について対応いただきたい。</p> <p>なお、それでも対応が困難とする場合には、国においても、指定管理鳥獣捕獲等事業の美色の使用実態に係る全額調査を行っていただき、現状と課題の把握に努めていただい上で、対応の方向性を検討いただきたい。</p>	有	<p>【千葉県】</p> <p>本県における昨年度における指定管理鳥獣捕獲等事業において火薬類を購入した実績は、許可申請者数⇒2人、購入数⇒10発または20発、保管所⇒自宅の銃庫ロッカー、使用数⇒4発(止め刺して使用、捕獲後事業に含めず処分した後に限り、銃による止め刺しで使用している。)、不発となった銃弾⇒射撃場等へ処理済み。</p> <p>真庁は「指定管理鳥獣捕獲等事業は、相当数の火薬類を消費する。」との見解であるが、当県では、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するにあたって、当該鳥獣の生息域の非建設かつ生息数の少ない地域で実施することとしており、相当数の弾丸を購入することは、想定せず、貴庁の見解とは異なるものである。ただし、火薬類取締法において、許可申請時にその目的を確認し、火薬類の不正使用を防止し、公共の安全の維持を図らうとする趣旨について何ら反論するところではないため、数量制限等を設けた上で認めていただいたい。</p> <p>【静岡県】</p> <p>静岡県における指定管理鳥獣捕獲等事業の実施状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ○実施期間 10ヶ月(27年度実績) ○従事者の火薬類(美色)の消費量試算 1569発の銃捕獲(427実績)×2(2発1回命中と仮定)＝3,138個 ○実施期間での支障 <ul style="list-style-type: none"> ・従事者全員が申請手続のため警察署に行い必要があり、1人当たり手続きに約20分を要する(428実績:聞き取り) ・全体での所要時間:銃捕獲従事者600人×20分＝12,000分＝200時間 <ul style="list-style-type: none"> ⇒1日8時間勤務で25日を要する。 ・(実測)は警察署までの往復の所要時間、手続きのために他のことができない半日程度の時間が別途必要となる。 ・対応する警察署職員との日程を調整の時間を加えると、シカが出席する前の個体数管理上重要な季節の捕獲が、火薬類の譲受許可手続が必要な場合と比較し、約3週間開始に遅れが生じ、事業の円滑な実施に支障が出ている(428実績を聞き取り)。 <p>これらのことから、指定管理鳥獣捕獲等事業の実施のための譲受許可を不要とすることを要する。</p> <p>【山口県】</p> <p>指定管理鳥獣捕獲等事業は、鳥獣保護管理法に基づき都道府県等が委託して実施する公共事業であり、実施者は安全管理体制や捕獲従事者の技能及び知識が法定の基準に適合すると都道府県知事から認定を受けた認定鳥獣捕獲等事業者に限られている。</p> <p>このため、無許可で火薬及び美色を譲り受けができる有害鳥獣捕獲許可による捕獲や登録狩猟と比較して、目的がより明確で公共性が強く、安全性も高いと考えられる。</p> <p>また、本県の指定管理鳥獣捕獲等事業は、二ホンシカの捕獲を狩猟期間に実施しているが、捕獲従事者は、二ホンシカ以外の狩猟鳥獣を捕獲するため、登録狩猟もやっている。</p> <p>狩猟期間に捕獲従事者が使用する火薬及び美色の数量は、指定管理鳥獣捕獲等事業と登録狩猟を併せても、登録狩猟により無許可で譲り受けできる数量(無煙火薬又は黒色黒煙火薬の合計400g以下、銃用雷管又は美色300個以下(ライフル銃の場合50個以下)の範囲内)である。</p> <p>指定管理鳥獣捕獲等事業に使用する火薬及び美色について許可が必要であり、登録狩猟の火薬及び美色は、当該事業には使用できないため、捕獲従事者は、本来、登録狩猟に係る火薬及び美色で済むにもかかわらず、許可申請を行っている。</p> <p>許可申請に関しては、1発当たり2,400円の申請手数料に加え、許可申請及び許可書の交付の受理を伴うため、平日に2度公安委員会に行い必要があり、通常的に仕事を行っている捕獲従事者にとって業務を休む必要があり、負担となっている。</p> <p>なお、本県では、有害鳥獣捕獲許可も、個別許可ではなく、一定期間において包括的に捕獲許可を行っており、指定管理鳥獣捕獲等事業を有害鳥獣捕獲許可による捕獲の期間に実施しても同様な状況となる。※使用量の多い捕獲従事者でも火薬400g、美色200個程度である。</p> <p>【徳島県】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○譲受許可手続に係る費用については、事業費から支出されるため、従事者による費用負担は発生しないものの、本県においても、事業実施前の短期間に、200名程度の捕獲従事者が一斉に手続きを行うこととなるため、手続に日数を要し、適正な時期に効果的な捕獲が実施できないなど、事業実施に支障が出ている。 ○狩猟、有害鳥獣の許可捕獲に用いる美色の譲受は、都道府県公安委員会の許可が必要となり、当該事業についても、譲受の目的が明らかであり、数量制限等を設けた上で許可不要としても支障はないと考えられる。 	<p>【全国知事会】</p> <p>指定管理鳥獣捕獲等事業に係る美色の許可については、地方分権改革推進委員会第2次勧告の趣旨を踏まえ、廃止すべきである。</p> <p>【全国市長会】</p> <p>提案団体の意見を十分に尊重された。い、手続きにかかる費用については、所管省からの回答が「従業者による費用負担は発生しない」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。</p>			
<p>○本提案は、地域の実情に応じて実施期間の複数年化も認められるよう要件の緩和を求めるものである。</p> <p>○一次回答では、現行制度において複数年化が可能であるとの見解が示されたが、基本指針において原則として1年以内とされているものの、「原則」の文言解釈について特段の定めがないなど、どのような場合に認められるのか明確になっていない。</p> <p>○ついでに、地域の実情に応じて臨機応変に計画の複数年化が可能である旨、通知の発出などにより広く明確に周知していただきたい。</p> <p>○なお、交付金を活用する場合は、複数年計画であっても年度ごとに事業評価が必要とのことだが、「鳥獣の保護及び管理を目的とする事業を実施するための基本的指針IV第二」で実施期間の考え方として年度を超えることも想定されており、同指針IV第六では評価時期は実施計画の期間が終了したときとされていることから、指定管理鳥獣捕獲等事業終了後の評価で足りるものと考ええる。</p>		<p>【静岡県】</p> <p>○複数年の実施計画が認められる具体的なケースについて例示したい。</p> <p>○また、複数年の実施計画が認められた場合には、交付金の内示等も同様に複数年で示されれば、空白期間の短縮につながるかと考える。</p> <p>○なお、複数年の実施計画が認められた場合の事業評価については、出産期間の4～5月に捕獲を可能とするため、計画期間中は前年度の状況を確認しながら中間評価とし、期間終了後に総合的な評価を行うサイクルとすることが必要である。</p>	<p>【全国知事会】</p> <p>所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。</p> <p>【全国市長会】</p> <p>提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。</p>			
<p>○面が設定する二ホンシカやイノシシの半減目標と県が作成する実施計画との整合性をとる必要があることは、理解できる。</p> <p>○いかながら、県では、国が定める基本指針に則して、鳥獣保護管理事業計画及び第二種特定鳥獣管理計画を策定し、その目的を達成するための指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画を策定していることから、国の目標との整合性は確保されていると考えられ、実際、協議において修正等の指摘はこれまで受けていない。</p> <p>○さらに、実施要綱6(1)の規定に基づき事業計画書を提出する際に、「指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画に定める指定管理鳥獣捕獲等事業の目標及び設定の考え方」の欄があり、事業計画の承認時点で、国の目標との整合性については確認できるのであって、指摘のあった懸念については解消されるものと考ええる。</p> <p>○また、交付金を活用しないで実施計画を策定し、捕獲のみ交付金を活用する場合の実施計画は、実施要綱6(2)アの規定により提出のみ(協議不要)とされている。</p> <p>以上の点から、実施計画の協議は不要であると考えられるため、引き続き検討したい。</p>	—		<p>【全国市長会】</p> <p>提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。</p>			
<p>○本県では、県下全域において許可捕獲により、二ホンシカ4,965頭、イノシシ6,791頭を捕獲(平成27年度実績)している。また、平成27年度から指定管理鳥獣捕獲等事業を実施しており、二ホンシカ60頭を捕獲している。しかしながら、鳥獣保護区を含む県内の森林では、二ホンシカの摂食による生態系被害が食い止められていない。</p> <p>○許可捕獲等の従事者は猟友会員が中心で、業務周辺の動物被害防止のための有害鳥獣の捕獲が優先されるため、森林被害の対策まで十分に行っていない。捕獲の担い手は県内又は全国からいかに掘り起こし、集めるかが課題である。鳥獣保護区において二ホンシカ等の狩猟を可能とすることで、猟友会に属さない個人の狩猟者を引き込み、許可捕獲等に頼らない自由な捕獲を促していきたいと考えている。</p> <p>○本来、鳥獣保護区は、鳥獣を保護し生物多様性の保全を図ることを目的に指定している区域であり、鳥獣被害を未然に防止する目的が主である。鳥獣保護区に指定することのみをもって、その指定を解除することは考えていない。鳥獣保護区を維持しつつ、鳥獣の生息状況や地域の実情に応じて、都道府県の判断により特定の鳥獣に限って狩猟捕獲を可能とすることが、鳥獣の保護と農林水産業被害の防止を両立させる観点から、最も合理的であると考えている。</p> <p>○鳥獣保護区における狩猟の特例においては、対象区域の選別、対象鳥獣の限定、猟法の限定等といった運用をすることにより、営業放棄等といった支障を防ぐことが可能であると考えている。</p> <p>○狩猟における捕獲行為は、法第66条に基づく報告等を求めることにより、狩猟者の行動の把握に努めているところ。また、違法な捕獲行為については刑事罰等による抑制が働いている。(見解の詳細は補足資料に記載)</p>	有	<p>【静岡県】</p> <p>鳥獣保護区では、有害鳥獣捕獲許可により捕獲が可能であるが、市町によっては、違法捕獲と誤認されるのを防ぐため、狩猟期間中の有害鳥獣捕獲許可を控える傾向がある。そのため、たとえ有害鳥獣が増加していても、狩猟期間においては十分に鳥獣保護区内での捕獲を行えないのが現状である。</p> <p>現場においては、農家の高齢化に伴い防除対策の担い手の確保が困難となっており、関係者からは、農家付近に有害鳥獣が出没することから鳥獣保護区制度そのものを否定する声も上がっている。</p> <p>鳥獣保護区の解除を1区域でも実施してしまうと、その周辺や他の区域についても解除を強く求められる可能性があり、多くの鳥獣保護区が削減されるような状況に陥りかねない。現状、鳥獣保護区の拡大や新規の要望がほとんどなく、今後、減少が見込まれる中、鳥獣保護区制度を維持していくためには、規制の緩和、新たなカテゴリの設置などが必要ではないかと考える。</p>	<p>【全国市長会】</p> <p>事実関係について提案団体との間で十分確認を行なうべきである。</p>	<p>○以下の点に鑑み、提案の特例制度を創設すべきではないか。</p> <p>①提案団体は、指定管理鳥獣捕獲等事業の活用など並行して提案の特例制度を導入することで、鳥獣の保護は維持しつつ、土日を中心に活動している狩猟者を保護区内のシカ・イノシシの捕獲に可能な限り動員したいという意向であり、分権の観点から自由な選択の枠組みを認めることが重要である。</p> <p>②狩猟であっても、法に基づく狩猟者登録(55条)や報告義務(66条)のほか、「シカ・イノシシ出猟カレンダー」などの取組により狩猟者の行動の把握は可能であり、また、提案の特例制度については、必要に応じて特例を解除して狩猟者の行動を制限することも可能であるため、許可捕獲や指定管理鳥獣捕獲等事業と比較して鳥類の営業放棄等の懸念に大きな違いはない。</p> <p>③昭和38年に済強区が鳥獣保護区に移行し、平成26年には法律名及び目的規定に新たに管理という概念が加わった経緯があり、また、シカ・イノシシによる生態系被害などにより、本来果たすべき鳥獣の保護にも支障を及ぼしている状況を踏まえれば、提案の特例制度の創設は法の目的に沿っており、鳥獣保護区制度の趣旨を損なうものではない。</p>		

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
見解	補足資料	見解	補足資料			
<p>○「機器の管理者に対する立入検査や係る指導等は、現在、都道府県が登録先となっている充填回収業者に関する情報を併せ持っていることが必要」としているが、フロン排出抑制法で機器の管理者に対する新たな義務となった機器の点検については、機器の管理者の責務に委ねられるものであり、機器の管理者に対する立入検査等において充填回収業者に関する情報を併せ持つ必要性はない。</p> <p>○また、フロン排出抑制法において機器の設置に係る届出制度が設けられていない現状では、大気汚染防止法や水質汚濁防止法のような環境関係法令に基づく立入検査等に併せてフロン排出抑制法に係る機器についても立入検査等を行うことが、政令市・中核市が蓄積している強みやノウハウを生かすことになり、的確な制度の運用上最も効果的である。</p> <p>○さらに、政令市・中核市の区域において、市と都道府県の双方が個別に立入検査等を行うことは、二重行政的な弊害にもなっている。</p> <p>○以上のことから、本件の提案事項については、早急に改善措置を講ずる必要があり、「フロン排出抑制法の施行後5年を経過した場合に必要な措置を講ずる」という性質のものではない。</p>				<p>【全国知事会】 関連する事務等の移譲についても整理するとともに、手挙げ方式による検討を求める。</p> <p>【全国市長会】 広域的な調整の観点等から、慎重に検討されたい。</p>		
<p>・地方自治法と会計法令で異なる規程があるため、事務負担の増加や工事着工の遅れ、同一発注機関であるにも関わらず、取扱いが違うことで、入札業者の混乱が生じることが危惧される。</p> <p>・会計法の見直しについては、財務省へ要請しているところであるが、検討状況を踏まえ、地域の実情にあわせて事務が執行できるように下記改正案に基づく、「国立公園等整備事業実施要領(施行委任)」の改正について検討をお願いしたい。</p> <p>【改正案①】 【現行】 前文〔略〕…実施する事業(以下「施行委任事業」という。)の執行については、会計法及びその他会計に関する法令によるほか、この要領に定めるところによるものとする。 【改正案】 前文〔略〕…実施する事業(以下「施行委任事業」という。)の執行については、地方自治法及び地方自治法施行令、その他地方自治体で定める会計に関する規則等によるほか、この要領に定めるところによるものとする。 【改正案②】 同要領において、自治体が個別に規定する会計規則等で定めている予定価格の事前公表ができる旨を記載。 【改正案③】 同要領において、地方自治法施行令167条の10第2項の規定にある最低制限価格の設定ができる旨を記載。</p>						
<p>地方自治体は、国立公園や都道府県立自然公園の管理責任をも担っており、開発と保護のチェック&バランスを確保しながら保護管理はできる。</p> <p>また、LUCNの保護地域管理カテゴリーに関するガイドラインには、国立公園の管理責任として、「国に加え、他のレベルの政府機関等まで拡大する事もありうる。」と記述されており、ご指摘の「国立公園は国が保護するという国際標準から逸脱する」ということには、当てはまらない。</p>				<p>【全国知事会】 手挙げ方式による検討を求める。</p>		
<p>本県の提案は、都道府県知事が自然公園法第20条第5項及び第68条2項にかかる許可にあたり、環境大臣協議に時間を要しており、迅速な対応ができないことから、法定協議を廃止すべきとの趣旨である。</p> <p>廃棄物処理に係る防護柵の設置等以外の規則第11条の3第1号及び第2号の行為についても、同様に法定協議は廃止すべきものとする。</p> <p>なお、大規模な行為の許可にあたっては、許可の判断の参考として、必要な事務的協議は当該規定に関わらず行うことになると考えている。</p>				<p>【全国知事会】 国立公園における一定の工作物の建築に係る環境大臣の協議については、地方分権改革推進委員会第2次報告の趣旨を踏まえ、廃止するべきである。</p>	<p>○第1次回答にあるように、「協議対象となる行為は、地方分権の趣旨を踏まえ必要最小限に抑えるべき」である。</p> <p>施行規則第11条の3第2号については、「地域主権戦略大綱」(平成22年6月閣議決定、第2次見直し)策定時の議論において、同条第1号と同様に「大規模な開発行為」に係る規定と整理されていることや、許可等の多くの行為が自治事務である国立公園制度の実態を踏まえれば、法定協議を廃止しても、都道府県知事の責任において事務執行が可能であると考えられる。このため、第2号についても廃止した上で、法第20条第5項の「当該国立公園の風致に及ぼす影響その他の事情を考慮して」の規定を「国際条約に関する地域において」に明確に限定するなど、抜本的な見直しを図るべきではないか。</p>	
<p>本提案後も、ラドン温泉源の処分に関する市民からの問い合わせがあったが、本市では適切な処置方法を助言できず苦情に発展した。さらには、当該ラドン温泉器が排出され、市はそれを処理できないまま保管するに至っている。</p> <p>この要因は、ラドン温泉源のような低レベル放射性物質の適切な処理方法を国が示していないことにあるといわざるを得ず、近年の放射性物質に対する市民感情を考えると、今後、このような事例や市民からの処理方法に関する問い合わせが増加することが予想される。</p> <p>そもそも本提案における低レベル放射性物質の処理の問題については、東日本大震災や原発事故に伴って生じたものではないのであるから、震災を機に放射性物質に関する法制度の在り方について抜本的な見直しを含め検討を行うにしても、できる限り早期に結論を示すべきであり、また結論が出るまでの間においても一定の対処法を示していただかなければ、市民の安心、安全は確保できない。</p> <p>したがって、関係市庁におかれれば、どのようなスケジュールで対処していくのかを明示していただくとともに、それまでの間に市がとるべき対応をお示しいただきたい。</p>		<p>【北区】 ○廃排法の規制対象から除外されるものであって、かつ放射線障害防止法等の関係法令においても規制の対象とならない放射性物質を含む不燃物の取り扱いについては、原子力規制委員会のガイドライン(平成21年6月28日「ウラン又はトリウムを含む原材料、製品等の安全確保に関するガイドライン」)では、廃排法上の産業廃棄物として処分する旨の記述もあることから、関係市庁と見解を調整したうえで、早急に結論を示していただきたい。</p> <p>【鳥取県】 ○当県を含め、提案自治体の問題事例は、特措法の対象とする福島原発事故由来の特定産業廃棄物に係るものではなく、今後も恒常的に発生し得るものであり、かつ現行の法制度から外れてしまい、その処理に困難を極めていることを考えると、一次回答にあるような特措法の点検のタイミングを待つのではなく、早急に検討されるべきものである。</p>				
<p>産業廃棄物管理票交付状況報告書については、環境省から当該報告書を集計する等により、産業廃棄物処理計画等の立案に活用するよう助言されているところである。</p> <p>しかし、当該報告書の内容は、①産業廃棄物の排出量、②産業廃棄物の排出場所から中間処分場までの移動状況、③産業廃棄物管理票交付枚数等に限定されており、更に産業廃棄物管理票の交付を要しない自己処理については、報告書が提出されないなど、ごく限られた情報しか得られないため、当該報告書の集計結果を各種計画の立案に活用することは困難である。よって、本県にとって産業廃棄物管理票交付状況報告書を集計しても実益はないことから、廃止により事務・経費の削減を図って頂きたい。</p>				<p>【全国知事会】 集計結果の情報提供の必要性を検証し、提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p> <p>【全国市長会】 集計結果に基づくデータを活用している自治体もあることから、慎重に検討されたい。</p>		

環境省 再検討要請

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支援事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び自治団体等から示された支援事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答
	区分	分野									支援事例		
											団体名	支援事例	
249	B 地方に対する規制緩和	環境・衛生	動物取扱責任者研修の見直し(研修回数等の義務付けの廃止等)	自治体が実施している動物取扱責任者研修について、次のような見直しを求める。 ①地方分権の観点から、自治体がそれぞれの地域の実情を踏まえ、自らの判断により研修の実施回数や講義内容を設定可能とする。 ②委員会一律に義務付けられている基本的な項目については、国が一括して教材を作成・配布することにより自治体の負担を軽減させる。	動物取扱責任者は、法に基づき都道府県・政令市が実施する研修を年一回以上受講しなければならず、都道府県・政令市は、当該者の受講を促すために、年に複数回研修を開催している。 広域連合構成団体の中では、動物取扱業の割合は飼育業者が47%、販売業者が38%、貸出2%、訓練9%、展示4%と大きく偏りがあり、業種により必要とする知識が異なる。また、取扱る動物種も多岐にわたる哺乳類であるが、それとは全く生態を異にしている鳥類、爬虫類を扱う業者も少なくなく、動物種間が必要とされる知識も異なる。 その一方で、年一回の受講や研修時間、基本的な項目等が省令で一律に義務付けられているため、事業者は事業種や動物種に関わらず毎年同じような内容を受講することになってしまい、研修のマンネリ化を招くと共に全ての業者に対して有効な内容の研修を提供することの妨げとなっている。 さらに、法令に関する基礎知識や制度改正の趣旨等、全国共通的に周知すべき内容について、教材を準備者が一括して作成・配布することの支援が全くなく、各自自治体がそれぞれ研修教材を開発しているのが現状であり、講師の手配などと合わせて研修実施にあたって大きな事務的負担となっている。 なお、動物取扱責任者研修のあり方については、中央環境審議会が「規制の簡素合理化に関する調査」の勧告で議論・検討されているが、業者に対する規制のあり方からの議論が中心となっており、自治体の実施のあり方に関する議論については、「動物愛護管理のあり方検討小委員会」(平成22年8月～平成23年12月)で議論され、委員からは自治体の負担が大きいのではないかとの指摘もあったが、その後は見直し等が行われていない。	全国で共通的に周知すべき内容に関する自治体の事務負担が軽減されると共に、各自自治体の判断で研修の実施回数や講義内容を設定できるようにすることにより、全業種・全動物種に対して、画一的な研修会参加義務を課すのではなく、問題の多い業種・問題の多い動物種を扱う業者は研修開催の頻度を高くし、特設問題のない業種等は年度で済むなど、地域の実情に合わせた効果的で効率的な研修の実施が可能となる。	動物の愛護及び管理に関する法律第22条第3項 同法施行規則第10条	環境省	関西広域連合(共同提案)京都府、大阪府、兵庫県、長野県、和歌山県、鳥取県、徳島県、高知県、北九州府	北海道、福井県、いわき市、千葉県、新潟県、長野県、鳥取県、徳島県、高知県、北九州府	○本県においても法令上の規定より、年1回以上、動物取扱責任者に対する研修を実施しているが、小規模はいわゆる人数不足による業者全てを受講させるためには、個別研修も含め複数回の開催が必要であり、研修会の開催費用は追加し、研修資料の作成と印刷費負担に大きな負担が生じている。 また、旅行期間で受けている研修会自身の開催方法については、改正があった際の伝達で十分とも考えられるが、さらには、立入検査や通知での情報提供でも可能であると思われるが、現行制度上、通知等の情報提供はほぼ動物取扱業者にとっても、当該研修会でも、自治体に対して電話・山へ行く等の理由を維持するところが大変だと思うが、現行制度では自由裁量が少なく、自治体または事業者双方に有益な研修の実施が困難であるが実態である。 そのため、法令で研修の回数や項目を規定するのではなく、地域の実情に合わせた開催が可能となるよう見直しが必要である。 ○本市においても動物取扱業の割合は、飼育業者が50%、貸出1%、訓練0%、展示0%と偏りがあり、また、哺乳類以外の鳥類、爬虫類を扱う業者も少なくなく、業種、取り扱う動物種間が必要とする知識も異なる。 ○本市には、参加する事業者からは毎年、必要としている知識と講義内容が準備されているとの申し出が寄せられており、一部の受講者も、基本的な項目が揃って、簡便な教材が揃って、研修のマンネリ化を招くことと並行して有効な内容の研修を提供することの妨げとなっている。 また、独自の研修教材作成や講師の手配についても事務的負担となっている。 ○旅行の制度では、事業者(業種)が取扱動物種に関わらず、同一内容の研修受講を年1回、履修している。本県では、約250名以上の受講対象者がおり、県下4会場で行われる予定である。また、受講者に対しては個別講義の実施など担当員の事務負担も大きい。 ○市内についても、各業種の取り扱う動物種が多岐化しており、受講者の求める研修内容についての要望も様々である。また、動物種、動物種別については、獣医師など専門分野の高専教育を受けた有資格者もいることから、受講者への必要性の把握も重要である。 このように、業種別や研修する動物種により、受講する研修内容や頻度を全て統一した内容に整理し、効率的な研修を実施できるような制度の改正が必要であると考ええる。	○平成17年の動物愛護管理法の改正(議員立法)において、動物取扱業(平成24年の法改正により「第一種動物取扱業」)の業務の適正な実施を確保するため、事業ごとに動物取扱責任者を選任し都道府県知事が行う研修を受けさせることが規定され、その規定を踏まえ、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則(平成18年環境省令第10号、以下「施行規則」という。)を平成18年以降、国民生活センターへのネット動物取扱件数はやや減少傾向にあるものの依然として毎年1,000件以上増加があり、ペーパーに関する事件・トラブル等も増加した。今後とも本研修や立入検査等を通じ、動物取扱業の業務の適正な実施を確保していくことが必要である。 ○研修内容については、現行制度においても、施行規則第10条3項第3号にて、「イからハまでに掲げるもののほか、動物取扱業の業務の実施に関することとして、一併に義務づけられている項目はあるものの時間配分等を工夫すれば、自治体がそれぞれの地域の実情を踏まえ動物取扱業の業種や取り扱う動物の違いに応じて、講義内容をアレンジすることは可能となっている。 ○平成26年度もイギリスにおける、動物取扱業の実情について、「人獣共通感染症について」、「ペーパーに関する消費者相談事例」等、各自自治体で講義内容を意識工夫して実施し、とされているところである。平成26年度の各自自治体の研修内容については、とりまて各自自治体に情報提供しており、今後も継続して実施する予定である。 ○また、研修資料については、動物愛護法に関するパンフレットを提供するなどしているが、今後も自治体からの要望を踏まえ、必要に応じて情報提供や助産を行ってみたい。	
134	B 地方に対する規制緩和	土地利用(農地除く)	半島振興計画に係る主務大臣の協議、同意の廃止	都道府県が半島振興計画を作成する際には、あらかじめ主務大臣へ協議し同意を得ることとされているが、半島振興計画の作成に関して主務大臣が都道府県に変更を求めることができることとした上で、計画策定後の主務大臣への提出制度に改める。	【現状】 半島振興法第3条によると、「都道府県は、半島振興計画を作成しなければならぬ」、この場合においては、あらかじめ、主務大臣に協議し、その同意を得なければならない。と定められている。 なお、同様の趣旨で制定されている山村振興法に基づき県が策定する山村振興基本方針では、都道府県が方針策定後に主務大臣に提出し、主務大臣による都道府県への勧告が可能であることから、主務大臣への同意協議は行われていない。 【具体的な支援事例】 半島振興計画の作成において、主務大臣への協議(事前確認を含む)及び同意を得るために多大な時間と労力を要している。(本県のH27計画策定時には、事前確認を含めて国協議に約7か月を要している)	同意協議を廃止することにより、事務の簡素化による負担軽減が図られるとともに、半島振興計画に基づく事業実施や国の支援を受けることによる事業効果の早期発現(地域の自立的発展、地域住民の生活安定・福祉向上や、定住促進等)が期待できる。	半島振興法第3条第1項	総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	山口県、中国地方知事会	北海道、長門県	○半島振興計画の作成において、主務大臣への協議(事前確認を含む)及び同意を得るために、多大な時間と労力を要している。(H27計画策定時には、事前確認を含めて国協議に約7か月を要している。また、都道府県は先発権である総合農林・振興局を主として作業とらるため、計画策定のための市町村の作業時間や、書類のやりとりが時間がかかる。) ○半島振興計画が廃止されれば、手続きの迅速化や事務的負担の軽減が見込まれる。国による支援が確保される前提であれば、反対するものではない(制度改正の必要性はあるものとする。) ○半島振興計画の作成において、主務大臣への協議(事前確認を含む)及び同意を得るために多大な時間と労力を要している。(H27計画策定時には、事前確認を含めて国協議に約7か月を要した。)	○貴県が指摘している「多大な時間と労力」の具体的な内容について、内閣府地方分権改革推進室に情報提供を依頼したところ、同室から、提案団体の提出した半島振興計画案に対する国からの意見については、その都度、関係4府所に意見照会・確認した上で関係府所による確認を行うお時間と労力を要したこと、また、作業スケジュールについて、1回目の計画案の提出から最終提出まで4か月以上を要し、さらに、最終提出から同室まで1か月を要した旨、御回答を頂いた。 ○半島振興計画とは、国と関係地方公共団体とが密接な連携の下、半島振興対策実施地域における付加的な交通施設の整備、産業の振興等の半島振興施策の方向性を定めるものである。 ○半島振興法上、国は、半島振興計画に基づき必要な措置を講ずることとされていることから、半島振興計画の実効性を高め、より適切な計画となるよう、計画策定期間における主務大臣への協議・同意をお願いしていることである。 ○国からは、「主務大臣への協議(事前確認を含む)及び同意を得るために、多大な時間と労力を要している。」との御意見を頂いているが、今般の半島振興計画の策定手続において、国からの指摘は、事前確認や照会の指摘等のみであるため、御指摘の「多大な時間と労力を要した」とは考えていない。 ○なお、国土交通省は、貴県を含む関係22道府県からの全23計画案の提出を受け、半島振興法第3条第2項に基づき関係行政機関の長に協議するとともに、国土審議会の意見を踏まなければならないこととされており、関係道府県との協議等に一定の期間を要することはやむを得ないと考えている。今般の協議等においては、関係道府県に短期間でのご回答等の提出を求めることとならないよう配慮し、早い段階で調整を開始する余裕を持ったスケジュールで作業を進めてきたところである。	
302	B 地方に対する規制緩和	土地利用(農地除く)	半島振興計画に係る主務大臣の協議、同意の廃止	都道府県が半島振興計画を作成する際には、あらかじめ主務大臣へ協議し同意を得ることとされているが、半島振興計画の作成に関して主務大臣が都道府県に変更を求めることができることとした上で、計画策定後の主務大臣への提出制度に改める。	【現状】 半島振興法第3条によると、「都道府県は、半島振興計画を作成しなければならぬ」、この場合においては、あらかじめ、主務大臣に協議し、その同意を得なければならない。と定められている。 なお、同様の趣旨で制定されている山村振興法に基づき県が策定する山村振興基本方針では、都道府県が方針策定後に主務大臣に提出し、主務大臣による都道府県への勧告が可能であることから、主務大臣への同意協議は行われていない。 【具体的な支援事例】 半島振興計画の作成において、主務大臣への協議(事前確認を含む)及び同意を得るために多大な時間と労力を要している。(本県のH27計画策定時には、事前確認を含めて国協議に約7か月を要している)	同意協議を廃止することにより、事務の簡素化による負担軽減が図られるとともに、半島振興計画に基づく事業実施や国の支援を受けることによる事業効果の早期発現(地域の自立的発展、地域住民の生活安定・福祉向上や、定住促進等)が期待できる。	半島振興法第3条第1項	総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	九州地方知事会	北海道	○半島振興計画の作成において、主務大臣への協議(事前確認を含む)及び同意を得るために、多大な時間と労力を要している。(H27計画策定時には、事前確認を含めて国協議に約7か月を要している。また、都道府県は先発権である総合農林・振興局を主として作業とらるため、計画策定のための市町村の作業時間や、書類のやりとりが時間がかかる。) ○半島振興計画が廃止されれば、手続きの迅速化や事務的負担の軽減が見込まれる。国による支援が確保される前提であれば、反対するものではない(制度改正の必要性はあるものとする。) ○半島振興計画の作成において、主務大臣への協議(事前確認を含む)及び同意を得るために多大な時間と労力を要している。(H27計画策定時には、事前確認を含めて国協議に約7か月を要した。)	○貴県が指摘している「多大な時間と労力」の具体的な内容について、内閣府地方分権改革推進室に情報提供を依頼したところ、同室から、提案団体の提出した半島振興計画案に対する国からの意見については、その都度、関係4府所に意見照会・確認した上で関係府所による確認を行うお時間と労力を要したこと、また、作業スケジュールについて、1回目の計画案の提出から最終提出まで4か月以上を要し、さらに、最終提出から同室まで1か月を要した旨、御回答を頂いた。 ○半島振興計画とは、国と関係地方公共団体とが密接な連携の下、半島振興対策実施地域における付加的な交通施設の整備、産業の振興等の半島振興施策の方向性を定めるものである。 ○半島振興法上、国は、半島振興計画に基づき必要な措置を講ずることとされていることから、半島振興計画の実効性を高め、より適切な計画となるよう、計画策定期間における主務大臣への協議・同意をお願いしていることである。 ○国からは、「主務大臣への協議(事前確認を含む)及び同意を得るために、多大な時間と労力を要している。」との御意見を頂いているが、今般の半島振興計画の策定手続において、国からの指摘は、事前確認や照会の指摘等のみであるため、御指摘の「多大な時間と労力を要した」とは考えていない。 ○なお、国土交通省は、貴県を含む関係22道府県からの全23計画案の提出を受け、半島振興法第3条第2項に基づき関係行政機関の長に協議するとともに、国土審議会の意見を踏まなければならないこととされており、関係道府県との協議等に一定の期間を要することはやむを得ないと考えている。今般の協議等においては、関係道府県に短期間でのご回答等の提出を求めることとならないよう配慮し、早い段階で調整を開始する余裕を持ったスケジュールで作業を進めてきたところである。	
135	B 地方に対する規制緩和	土地利用(農地除く)	離島振興計画に係る主務大臣の事前審査の廃止	都道府県が離島振興計画を定めたときには、直ちに、これを主務大臣に提出し、主務大臣は離島振興基本方針に適合していないときは都道府県に変更すべきことを求めることができることとされているが、実務上行われている離島振興計画案の事前提出による審査について、廃止する。	【現状】 離島振興法第4条により、「都道府県は、離島振興基本方針に基づき離島振興計画を定めるときはこれを主務大臣に提出し、主務大臣は、離島振興基本方針に適合していないと認めるときは、当該都道府県に対しこれを変更すべきことを求めることができる。」と定められているが、実務上、計画策定期前に離島振興計画案の事前提出により、離島振興基本方針に適合するか否かの審査が行われている。 なお、同様の趣旨で制定されている山村振興法に基づき県が策定する山村振興基本方針においては、国への事前提出による審査は行われていない。 【具体的な支援事例】 離島振興計画の策定において、実務上行われている、事前審査に多大な時間と労力を要している。(本県のH25計画策定時には、国協議に6か月を要している)	事前審査を廃止することにより、事務の簡素化による負担軽減が図られるとともに、離島振興計画に基づく事業実施や国の支援を受けることによる事業効果の早期発現(地域の自立的発展、地域住民の生活安定・福祉向上等)が期待できる。	離島振興法第4条第10項、第11項	総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	山口県、中国地方知事会	北海道、長門県	○離島振興計画の策定において、実務上行われている事前審査に多大な時間と労力を要している。(H25計画策定時には、国協議に6か月を要している。) ○国は、離島振興計画の策定において、実務上行われている、事前審査に多大な時間と労力を要している。とのことであるが、平成25年度計画策定時、離島振興計画の事前審査に要した期間は、関係行政機関への意見照会も含めて約1か月であり、また、その後の法第4条第9項及び第10項に基づく手続きにおいて特設変更や調整を求めていることから、ご指摘の「多大な時間と労力を要している」とは考えていない。 ○もとより事前提出は都道府県に対して任意で依頼しているものであるが、仮に事前提出が廃止された場合、事前の調整を続けることとし法第4条第9項及び第10項に基づき関係行政機関への通知及び意見照会の手続きを実施する必要があるが、事前確認が行われていないため、仮に関係行政機関の長から主務大臣に対して意見が申し出られた場合、法第4条第10項の規定に基づき、都道府県に対して離島振興計画の変更を求めることとなる可能性が高い。離島振興計画を変更する際には、法第4条第12項の規定により、関係4府所、県、市町村及び第11項での規定が適用されるため、都道府県と市町村との協議、主務大臣への再提出、主務大臣から関係行政機関への通知及び意見照会手続きを、場合によっては複数回行う必要があり、事前の確認手続を廃止することは仮に国と都道府県双方の事務的負担を増大させるものとなる。 ○こうしたことから、離島振興計画を策定・変更する際には、引き続き事前の調整に協力いただきたい。なお、政府としては事前の調整の際に都道府県の事務負担が増大することのないよう、適切に対応して参りたい。		
303	B 地方に対する規制緩和	土地利用(農地除く)	離島振興計画に係る主務大臣の事前審査の廃止	都道府県が離島振興計画を定めたときには、直ちに、これを主務大臣に提出し、主務大臣は離島振興基本方針に適合していないときは都道府県に変更すべきことを求めることができることとされているが、実務上行われている離島振興計画案の事前提出による審査について、廃止する。	【現状】 離島振興法第4条により、「都道府県は、離島振興基本方針に基づき離島振興計画を定めるときはこれを主務大臣に提出し、主務大臣は、離島振興基本方針に適合していないと認めるときは、当該都道府県に対しこれを変更すべきことを求めることができる。」と定められているが、実務上、計画策定期前に離島振興計画案の事前提出により、離島振興基本方針に適合するか否かの審査が行われている。 なお、同様の趣旨で制定されている山村振興法に基づき県が策定する山村振興基本方針においては、国への事前提出による審査は行われていない。 【具体的な支援事例】 離島振興計画の策定において、実務上行われている、事前審査に多大な時間と労力を要している。(本県のH25計画策定時には、国協議に6か月を要している)	事前審査を廃止することにより、事務の簡素化による負担軽減が図られるとともに、離島振興計画に基づく事業実施や国の支援を受けることによる事業効果の早期発現(地域の自立的発展、地域住民の生活安定・福祉向上等)が期待できる。	離島振興法第4条第10項、第11項	総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	九州地方知事会	山口県提案分	北海道	○離島振興計画の策定において、実務上行われている事前審査に多大な時間と労力を要している。(H25計画策定時には、国協議に6か月を要している。) ○国は、離島振興計画の策定において、実務上行われている、事前審査に多大な時間と労力を要している。とのことであるが、平成25年度計画策定時、離島振興計画の事前審査に要した期間は、関係行政機関への意見照会も含めて約1か月であり、また、その後の法第4条第9項及び第10項に基づく手続きにおいて特設変更や調整を求めていることから、ご指摘の「多大な時間と労力を要している」とは考えていない。 ○もとより事前提出は都道府県に対して任意で依頼しているものであるが、仮に事前提出が廃止された場合、事前の調整を続けることとし法第4条第9項及び第10項に基づき関係行政機関への通知及び意見照会の手続きを実施する必要があるが、事前確認が行われていないため、仮に関係行政機関の長から主務大臣に対して意見が申し出られた場合、法第4条第10項の規定に基づき、都道府県に対して離島振興計画の変更を求めることとなる可能性が高い。離島振興計画を変更する際には、法第4条第12項の規定により、関係4府所、県、市町村及び第11項での規定が適用されるため、都道府県と市町村との協議、主務大臣への再提出、主務大臣から関係行政機関への通知及び意見照会手続きを、場合によっては複数回行う必要があり、事前の確認手続を廃止することは仮に国と都道府県双方の事務的負担を増大させるものとなる。 ○こうしたことから、離島振興計画を策定・変更する際には、引き続き事前の調整に協力いただきたい。なお、政府としては事前の調整の際に都道府県の事務負担が増大することのないよう、適切に対応して参りたい。	

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
見解	補足資料	見解	補足資料			
<p>法律上位置付けられた、動物取扱責任者と同様に試験によらず一定の実務経験から選任される資格に、食品衛生管理者、特別管理産業廃棄物管理責任者等があるが、これらの中で、毎年研修が義務付けられているのは、動物取扱責任者のみであり、地方自治体の負担も大きいものとなっている。</p> <p>二指輪の時間配分等を工夫すればとはいえ、施行規則10条3項3号のイ、ロ、ハにて研修内容が決めておられ、各項目にそれなりに時間を要することは自明であり、規則で規定していること自体が地方分権の観点から問題としている。</p> <p>また、国民生活センターのペット動物相談は、販売業、保管業にかかるとあり、適切に業務をしている業者も一律に受講させる必要性を認めがたく、業者への情報伝達は、例えば、①登録簿、②更新簿、③法改正等などに研修を実施し、その他、苦情があるような問題のある業者等には個別指導等を行うことで、法の規制は緩まず、その質の確保はできると考える。</p> <p>環境省の「中央環境審議会動物部会動物愛護管理のあり方検討小委員会」のH23報告書において、動物取扱責任者研修の緩和が指摘されており、さらに、総務省が「規制の罰則合理化に関する調査結果に基づく(動物)」の中で「規制の有効性・効果の裏面が明らかではないもの」として、環境省に「動物取扱責任者研修について、動物取扱責任者への情報提供の在り方などを考慮しつつ、実施方法を見直すこと」と勧告していることを踏まえ、研修の回数等の義務付けについて見直しを検討すべきである。</p> <p>なお、全国共通の登録制度で全国一律で業界水準を上げるのであれば、環境省が研修の具体的な資料やDVDなどを作成し、全自治体へ提供すべきである。</p>		<p>【広島県】 ○動物取扱業者が関係する苦情、トラブル等の件数については、業種や地域により、大きく差があることから、動物取扱業者に対する指導を効果的かつ効率的に行うために、動物取扱責任者研修の受講回数については全国一律とするのではなく、各自治体が地域の実情に応じて受講回数を設定できるようにすべきと考える。</p> <p>なお、本県において、動物愛護センターに寄せられた動物取扱業者に関する苦情は平成25年度27件、平成26年度8件、平成27年度9件であった。</p> <p>【愛媛県】 ○平成18年以降、国民生活センターには、毎年1,000件以上のペット動物相談が寄せられているとのことだが、本県における事例と同様、その大半は「運命」、「治療費の補償」、「血縁証」の未送付などの契約に関するもの、及び「健康状態」などの品質に関するものであると考えられる。</p> <p>このことから、これらの相談件数をもって動物の愛護及び管理の関する法律の遵守状況の評価とし、一律に動物取扱責任者研修を1年に1回以上受けさせることの根拠とするのは不適当であると考える。</p> <p>研修内容について、自治体がそれぞれの地域の実情を踏まえ動物取扱業者の業種や取り扱う動物の違いに応じて講義内容をアレンジすることは可能であるが、専門的知識を有する学識経験者等の招致について財政的負担が大きいことから、講師派遣に対する支援を要する。</p> <p>要する自治体への研修資料の支援について、どのような計画であるのか、今後の準備の都合もあることから具体的な内容をお示し願いたい。</p>				
<p>半島振興計画の作成に当たっては、国からの通知(「半島振興法の一部改正に伴う半島振興計画作成指針の制定について」(平成27年4月1日付))に基づき作成していることから、計画は国の半島振興施策と同一の方向性となっている。</p> <p>地方の自主性等を確保し、行政改革による事務改善の観点からも、山村振興基本方針と同様に国の同意を廃止し、提出制度に改めることを求める。</p> <p>なお、協議が廃止できない場合であっても、計画案の修正・追加等はその都度関係庁内各課との意見調整や市町への事前協議が必要であることから、一次から三次まである計画案の提出を一度にする等の簡素化を願いたい。</p>		<p>【北海道】 ○現行法における事前協議の趣旨については理解するが、H27の半島振興計画の協議においては、協議に7ヶ月もの長期間を要していること、また、協議に係る国からの指摘は、軽微な変更によるものであったことから、事務簡素化に向けて引き続き検討を願いたい。</p>				
<p>半島振興計画の作成に当たっては、国からの通知(「半島振興法の一部改正に伴う半島振興計画作成指針の制定について」(平成27年4月1日付))に基づき作成していることから、計画は国の半島振興施策と同一の方向性となっている。</p> <p>地方の自主性等を確保し、行政改革による事務改善の観点からも、山村振興基本方針と同様に国の同意を廃止し、提出制度に改めることを求める。</p> <p>なお、協議が廃止できない場合であっても、計画案の修正・追加等はその都度関係庁内各課との意見調整や市町への事前協議が必要であることから、一次から三次まである計画案の提出を一度にする等の簡素化を願いたい。</p>		<p>【北海道】 ○現行法における事前協議の趣旨については理解するが、H27の半島振興計画の協議においては、協議に7ヶ月もの長期間を要していること、また、協議に係る国からの指摘は、軽微な変更によるものであったことから、事務簡素化に向けて引き続き検討を願いたい。</p>				
<p>平成24年から25年の離島振興計画の作成スケジュールでは、国の離島振興基本方針の策定と並行して計画作成を行っているが、国からの情報提供により離島振興計画に盛り込む事項等は確認しており、計画は離島振興基本方針に適合する内容で策定している。</p> <p>また、国への事前提出で頂いた修正意見は語句等の修正や削除にとどまっており、計画案の基本的内容を修正する必要があるものではなかったと思われる。</p> <p>地方の自主性の確保や、行政改革による事務改善の観点からも、離島振興計画案の事前提出の廃止を求める。</p> <p>なお、任意で行われる事前提出であっても、修正にはその都度関係庁内各課及び関係市町への意見照会が必要であり、前計画策定時には国からの事前提出案の回答からは修正期間が短かったことから、余裕を持った期限の設定を願いたい。</p>		<p>【北海道】 ○事前提出に係る事前審査の趣旨については理解するが、H25離島振興計画策定時は事前提出から、審査終了まで約3ヶ月を要していること、また、その際の国からの指摘は、軽微な変更によるものであったことから、事務簡素化に向けて引き続き検討を願いたい。</p>				
<p>平成24年から25年の離島振興計画の作成スケジュールでは、国の離島振興基本方針の策定と並行して計画作成を行っているが、国からの情報提供により離島振興計画に盛り込む事項等は確認しており、計画は離島振興基本方針に適合する内容で策定している。</p> <p>また、国への事前提出で頂いた修正意見は語句等の修正や削除にとどまっており、計画案の基本的内容を修正する必要があるものではなかったと思われる。</p> <p>地方の自主性の確保や、行政改革による事務改善の観点からも、離島振興計画案の事前提出の廃止を求める。</p> <p>なお、任意で行われる事前提出であっても、修正にはその都度関係庁内各課及び関係市町への意見照会が必要であり、前計画策定時には国からの事前提出案の回答からは修正期間が短かったことから、余裕を持った期限の設定を願いたい。</p>		<p>【北海道】 ○事前提出に係る事前審査の趣旨については理解するが、H25離島振興計画策定時は事前提出から、審査終了まで約3ヶ月を要していること、また、その際の国からの指摘は、軽微な変更によるものであったことから、事務簡素化に向けて引き続き検討を願いたい。</p>				